

令和8年度不用物品売却単価契約内訳書
(令和8年4月1日～令和8年9月30日分)

環境政策局適正処理施設部施設管理課
(担当: 上田、松村 電話: 075-222-3964)

| | |
|---------|--|
| 件 名 | (単価契約) 不用物品売却 (東北部クリーンセンター焼却灰磁選鉄くず) (上半期) |
| 予 定 数 量 | 360,000 kg (数量については増減する場合がある) |
| 契 約 期 間 | 令和8年4月1日から令和8年9月30日まで |
| 引 渡 場 所 | 京都市東北部クリーンセンター (京都市左京区静市市原町1339番地) |
| 契 約 条 件 | 別紙「仕様書」のとおり |
| そ の 他 | |

東北部クリーンセンター焼却灰磁選鉄くずの売却に関する仕様書

京都市（以下「甲」という。）の東北部クリーンセンターでは、廃棄物を焼却処理し、残渣として焼却灰を排出している。本仕様書は、東北部クリーンセンターの焼却灰から磁選機で選別し、取り出した鉄くず（若干の不純物を含む。）を売却業者（以下「乙」という。）へ引渡す業務に関し、必要な事項を定めるものである。

1 引渡し物品

焼却灰から磁選機で選別し、取り出した鉄くず（以下「磁選鉄」という。）

2 引渡し場所

東北部クリーンセンター（京都市左京区静市市原町1339番地）

3 引渡し数量

360,000 kg

なお、磁選鉄に付着している不純物（焼却灰等）は、乙の責任により全量を適正に処分すること。

また、予定数量は、東北部クリーンセンターの稼働状況及び焼却灰の成分を基に予測したものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。

4 引渡し要領

(1) 引渡し場所

磁選鉄を東北部クリーンセンターの貯留ホッパ（貯留ホッパ開口部寸法：長さ約3.8m×幅約1.5m、貯留ホッパ下部高さ：約3.2m）から乙の車両に積込むものとする。

積込作業によって床面に磁選鉄や粉塵等が飛散した場合は、乙は積込作業の終了後、清掃すること。

(2) 引渡し量

最大積載量が7トンダンプ車の場合は、1回あたり概ね2～4トン程度とし、運搬する車両の形状（荷台の大きさや「あおり」の高さ等）により、甲が積込み量を指示する。

(3) 引渡し頻度

磁選鉄の排出・貯留状況に応じて、土日を除き、概ね1日につき1～3回の頻度で運搬を乙に指示する。（最大積載量が7トンダンプ車の場合）

ただし、磁選鉄は廃棄物の焼却処理の状況によって排出量が増減する他、磁選鉄を回収する設備が整備等によって稼働を停止することもあるため、頻度が増減する場合がある。また、気象に関する予報や状況により、急遽運搬、運搬停止の指示をすることがある。

(4) 引渡し日・時間帯

甲は毎週水曜日までに次週の各曜日における搬出運搬台数及び搬出時間帯を乙に指示する。乙は次週の各曜日における搬出運搬台数及びその車両番号を記載した計画書を木曜日までに甲に提出する。なお、基本的には土日の引渡しは行わないが、月～金曜日については、祝日に関わらず磁選鉄の引渡しに応じること。

搬出時間については10：00～11：30の時間帯とする。搬出時間とは、 トラックに金属積込完了後、金属が運搬中に飛散、及び流出しないよう養生シートを設置し、東北部クリーンセンターを出発できる状態になるまでの時間である。

また、最終トラックは11：00までに東北部クリーンセンターへ到着していること。

5 車両

乙は、磁選鉄を運搬する車両を次のとおりとすること。

- (1) 運搬用車両は、4トン程度以上の磁選鉄を積める大きさのダンプ車とすること。
- (2) 運搬用車両は、運搬業務に支障を来たさない台数を確保すること。
- (3) 磁選鉄及び磁選鉄に付着している不純物（焼却灰等）が運搬中に飛散、及び流出しないよう、天蓋等にて上部を覆うことができる車両にすること。
- (4) 車両は、高さ3,200mm以下とすること。
- (5) 車両の荷台の大きさは、積み込みの際、金属がこぼれることを防ぐため貯留ホッパ開口部寸法以上とすること。
- (6) 契約後、車両（荷台を含む）の最大外形寸法（幅×長さ×高さ）が確認できる資料を提示すること。（資料の書式は問わない。）
- (7) 東北部クリーンセンター内の車両動線（別紙1 参照）を走行できる車両であること。

6 運搬車両の登録、計量

- (1) 乙は、磁選鉄の運搬に使用する車両を定め、運搬に使用するすべての車両の自動車検査証（写し）を、本契約の締結日から1週間以内に甲へ提出すること。

なお、運搬に使用する車両を変更する場合は、必ず事前に甲へFAX及び電話連絡すること。

なお、車両変更は当日の8：30までとする。

- (2) 乙は、運搬先で計量法第19条に基づいた定期検査を受けている計量器にて磁選鉄の積込み前後の車両重量を計測し、その差を磁選鉄の引渡し重量とする。
- (3) 引渡し重量の算出は、kg単位とする。
- (4) 乙は、引渡しを受けた日時と磁選鉄の引渡し重量について、都度、東北部クリーンセンターにFAXにて通知することとし、甲は、乙が通知した引渡し重量を、積込みした際の記録値にて確認する。

7 売却事務

- (1) 引き渡し物品に係る見積書（乙が引渡しを受けた日付と磁選鉄の重量を記載したもの）は、当月分を翌月5日までに、東北部クリーンセンターに提出すること。
- (2) 甲に対して支払う金額は、引渡し重量に契約単価を乗じることにより決定する。
なお、1円未満の端数については切捨てる。
- (3) 支払いについては甲から乙に対して発行する納入通知書により、納入通知書到達日から14日以内に納入すること。
- (4) 京都市契約事務規則及び関係法令を遵守すること。

8 遵守事項

乙は、本業務の履行に当たり以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 運搬に関しては、周辺住民への排ガス、騒音、振動、悪臭等の公害防止にも十分配慮を行うとともに、道路交通法を遵守すること。また、東北部クリーンセンター内においても標識（止まれ、速度制限等）を設置していることから、これを遵守すること。
- (2) 敷地内道路での駐停車は禁止しており、東北部クリーンセンターでの待機、時間調整はしないこと。また、運搬に関しては狭隘な道路を避けて走行し、東北部クリーンセンター東側の市原駅前を走行しないこと。
- (3) 磁選鉄及び磁選鉄に付着している不純物（焼却灰等）が運搬中に飛散及び流出しないよう、天蓋等にて上部を覆うこと。
- (4) 東北部クリーンセンターでは、本市が別途発注する焼却残渣を運搬する車両の他、ごみ収集車、市民搬入車両や稼働に係る薬品の搬入車両などがある。それらの車両との輻輳を避けるため、甲は乙に対して引渡し日・時間帯の変更を指示することがある。乙は甲に協力し、磁選鉄の円滑な積込みに協力すること。
- (5) 本仕様書に定める事項のほか、道路運送車両法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、京都市契約事務規則、京都市会計規則その他関係法令を遵守すること。

9 再委託の禁止

乙は、業務の履行を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

10 損害の負担

業務中に発生した事故、負傷等の損害（第三者に及ぼした損害を含む。）に関して、甲は一切の責任を負わない。乙は事故、負傷等の損害の防止に努め、万一損害が生じた場合は甲と協議のうえ、乙の負担で速やかに復旧すること。

ただし、その損害が、甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

11 契約の解除

甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく契約を履行しないとき。
- (2) 契約の履行に当たり、甲の指示に従わないとき。またはその職務の執行を妨げたとき。
- (3) 契約を履行することが困難であると甲が認めたとき。

12 引渡し物品の下見

引渡し物品の下見については、以下のとおり実施するので、前日までに必ず京都市環境政策局適正処理施設部施設管理課へ予約し、時間の指定を受け、指定された時間に保管場所へ来ること。予約のない業者及び指定された時間を厳守しない業者については、下見を断る場合がある。

なお、下見を行わずに入札に参加することは差し支えないが、電話等により引渡し物品の状態等に対する問合せは一切受け付けない。

(1) 下見期間

日程：公告日の翌日から 3 営業日間

時間：各日とも 9：30～15：00（ただし、12：00～13：00を除く）

(2) 連絡先

京都市環境政策局適正処理施設部施設管理課（担当：上田、松村）

電話番号：075-222-3964

13 その他

この仕様書に定めのない事項、及び疑義の生じた事項については、甲乙協議して別途定める。

磁選鉄の積込みのための車両動線

